



ムーディーズ・ジャパン株式会社 職務行動規範

著作権表示(C)2017年 Moody's Corporation, Moody's Investors Service, Inc., Moody's Analytics, Inc. 並びに(又は)これらの者のライセンサー及び関連会社(以下、総称して「ムーディーズ」といいます)。無断複写・転載を禁じます。

Moody's Investors Service, Inc.及び信用格付を行う関連会社(以下「MIS」といいます)により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズの刊行物は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについてのムーディーズの現時点での意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物に含まれているムーディーズの意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの刊行物はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及び Moody's Analytics, Inc.が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。信用格付及びムーディーズの刊行物は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物はいずれも、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、ムーディーズの刊行物を発行します。

ムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部を問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により複製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること(独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります)を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で又はムーディーズの刊行物の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別、二次的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない)の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの(但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く)、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ここに記載される情報の一部を構成する格付、財務報告分析、予測及びその他の見解(もしあれば)は意見の表明であり、またそのようなものとしてのみ解釈されるべきものであり、これによって事実を表明し、又は証券の購入、売却若しくは保有を推奨するものではありません。ここに記載する情報の各利用者は、購入、保有又は売却を検討する各証券について、自ら研究・評価しなければなりません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。

Moody's Corporation (以下「MCO」といいます)が全額出資する信用格付会社である Moody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及び CP を含みます)及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う評価・格付サービスに対して、格付の付与に先立ち、1500ドルから約 250 万ドルの手数料を Moody's Investors Service, Inc.に支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO 及び MIS は、MIS の格付及び格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCO の取締役と格付対象会社との間、及び、MIS から格付を付与され、かつ MCO の株式の 5%以上を保有していることを SEC に公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト www.moody.com 上に「Investor Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で毎年、掲載されます。

オーストラリア専用の追加条項: この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社である Moody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657(オーストラリア金融サービス認可番号 336969)及び(又は)Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972(オーストラリア金融サービス認可番号 383569)(該当する者)のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は 2001 年会社法 761G 条の定める意味における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であるか又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接に、この文書又はその内容を 2001 年会社法 761G 条の定める意味における「リテール顧客」に配布しないことを表明したこととなります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又はリテール投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。リテール投資家が、投資判断を行う際にムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物を利用することは、慎重を欠き不適切です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談することを推奨します。

日本専用の追加条項: ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下、「MJKK」といいます。))は、ムーディーズ・グループ・ジャパン合同会社(MCO の完全子会社である Moody's Overseas Holdings Inc.の完全子会社)の完全子会社である信用格付会社です。また、ムーディーズ SF ジャパン株式会社(以下、「MSFJ」といいます。))は、MJKK の完全子会社である信用格付会社です。MSFJ は、全米で認知された統計的格付機関(以下、「NRSRO」といいます。))ではありません。したがって、MSFJ の信用格付は、NRSRO ではない者により付与された「NRSRO ではない信用格付」であり、それゆえ、MSFJ の信用格付の対象となる債務は、米国法の下で一定の取扱を受けるための要件を満たしていません。MJKK 及び MSFJ は日本の金融庁に登録された信用格付業者であり、登録番号はそれぞれ金融庁長官(格付)第 2 号及び第 3 号です。

MJKK 又は MSFJ(のうち該当する方)は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及び CP を含みます。))及び優先株式の発行者の大部分が、MJKK 又は MSFJ(のうち該当する方)が行う評価・格付サービスに対して、格付の付与に先立ち、20 万円から約 3 億 5,000 万円の手数料を MJKK 又は MSFJ(のうち該当する方)に支払うことに同意していることを、ここに開示します。

MJKK 及び MSFJ は、日本の規制上の要請を満たすための方針と手続も整備しています。

目次

序文	1
I. 定義.....	2
II. 信用格付とは.....	6
III. 行動規範.....	7
1. 格付プロセスの質と公正性	7
A. 格付プロセスの質	7
B. モニタリングと更新	8
C. 格付プロセスの公正性.....	9
2. 独立性と利益相反の回避もしくは管理	10
A. 総論	10
B. 手続と方針	10
C. アナリストおよび従業員の独立性.....	11
3. 投資家および発行体に対する責任	13
A. 格付開示の透明性と適時性	13
B. 発行体秘密情報および非公開情報の取扱い	15
C. 法執行当局または規制当局への情報提供	16
4. ガバナンス、リスク管理および研修	16
5. MJKK の行動規範の実行と開示および市場参加者とのコミュニケーション.....	17

序文

金融市場は、効率的でかつ全ての市場参加者に公平であるべきである。信用格付会社は金融市場において重要な役割を担っている。ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「MIS」)は、証券の発行体およびその金融債務の信用力について、信用格付および関連リサーチの形で意見と情報を提供している。当社すなわちムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「MJKK」)は、日本の金融庁およびその他の日本の規制機関により規制された市場にかかる信用格付およびリサーチを提供している。MJKKの信用格付は、相対的な信用損失を測るための、将来を見通した意見である。すなわち、債券のデフォルト確率、および当該債券のデフォルト時の推定損失規模を予測するものである。

今日、投資家は大量の情報を入手できるようになっており、そうした中で、MIS、その関連会社および MJKK は、投資家等が特定の借り手に貸出しを行う、あるいは発行体の負債および負債類似証券¹を購入するにあたって、こうした情報を取捨選択して信用リスクを分析する一助を与えている。MIS は、公開の信用格付を全世界に同時に、無料で提供している。

MIS は、信用格付に対する市場の理解と信認を高めるために、職務行動規範(以下「MIS の行動規範」)を導入した。MIS の行動規範を通じ、MIS は、投資家と発行体が公平に取り扱われるように格付プロセスにおける質と公正性を確保し、発行体から提供を受けた秘密情報を保護するよう努める。MIS の格付を有効に利用するため、市場は格付の性質と制約を理解する必要がある。MIS は、次の点に関して、実務上可能な限り透明性を確保する責務を負っている。

- » 格付手法
- » 格付の方針
- » 一般的な実績

MIS の行動規範および本規範において言及されている方針は、ムーディーズの公開ウェブサイト、moodys.com²上で入手できる。

MJKK は、MIS の行動規範を改訂の上この MJKK の職務行動規範(以下「MJKK の行動規範」または「本行動規範」)を作成し、導入した。MJKK が直接雇用していないムーディーズの従業員による行為を含め、MJKK の名において行われる一切の信用格付および関連する行為は、MIS の行動規範に加えて、この MJKK の行動規範に従わなければならない。MJKK の行動規範および関連する方針は、MJKK の公開ウェブサイト、moodys.co.jp上で入手できる。

MJKK の行動規範は次の 5 つのセクションから構成されている³。

- » 格付プロセスの質と公正性
- » MJKK の独立性と利益相反の回避および／または管理
- » MJKK の投資家および発行体に対する責任
- » ガバナンス、リスク管理および研修
- » MJKK の行動規範の実行と開示および市場参加者とのコミュニケーション

¹ MIS、その関連会社および MJKK は、事業体ならびに民間融資、公募・私募負債証券、優先株式、および他の固定・変動金利付き証券を含む様々な種類の負債および金融負債債務に対する信用格付を新規付与している。単純化のため、これらの負債証券、優先株式、および他の金融負債債務を、本行動規範では「負債および負債類似証券」という。

² MIS は、透明性を確保するために MIS の行動規範および他の関連する方針を moodys.com に掲載したが、その公開に伴い、MIS の行動規範および関連する方針から発生しうる、またはそれらに関連して発生しうる第三者に対するいかなる責務または責任も負わない。MIS の行動規範は第三者との間の契約の一部ではなく、また第三者はその条項の実行を求める権利を有しない。また、MIS は、MIS の格付方針・手続の変化や、市場、法律および規制環境の変化に応じて随時、MIS の行動規範を変更する完全な権限を保持している。同様に、当社は透明性を確保するために本行動規範および他の関連する方針を moodys.co.jp に掲載したが、その公開に伴い、本行動規範および関連する方針から発生しうる、またはそれらに関連して発生しうる第三者に対するいかなる責務または責任も負わない。MJKK の行動規範は第三者との間の契約の一部ではなく、また第三者はその条項の実行を求める権利を有しない。MJKK は、MJKK の格付方針・手続の変化や、市場、法律および規制環境の変化に応じて随時、本行動規範を変更する完全な権限を保持している。

³ MIS の行動規範は、IOSCO(証券監督者国際機構)規範に由来する限り沿った形とするため、この形式で構成されている。MJKK の行動規範は、日本における信用格付事業の登録の要件を満たすため、MIS の行動規範を改訂して導入した。MJKK の行動規範は、基本的には MIS の行動規範と同様の構成となっている。

I. 定義

本行動規範において、以下に掲げる用語は、カテゴリ別に、それぞれ次のように定義する。

文書

1. 「IOSCO (証券監督者国際機構) による信用格付機関の基本行動規範」(以下「IOSCO 規範」)とは、IOSCO が 2004 年 12 月 23 日に公表し、2008 年 5 月および 2015 年 3 月に改訂した行動規範の枠組みをいう。IOSCO 規範は、世界の証券規制当局、格付会社、発行体、投資家、その他の市場参加者の共同作業により策定された。MIS は、IOSCO 規範を支持する旨を公表している。
2. 「IOSCO による信用格付機関の活動に関する原則」(以下「IOSCO 原則」)とは、世界の規制当局の共同作業により策定された広範な行動原則で、2003 年 9 月 25 日に公表されたものをいう。IOSCO 規範はこの IOSCO 原則に基づいて作成されている。MIS は、IOSCO 原則を支持する旨を公表している。
3. 「ムーディーズ企業行動規範(以下「企業行動規範」)」は、ムーディーズ・コーポレーション (以下「MCO」) によって採択された行動規範をいう。
4. 「MIS の職務行動規範」(以下「MIS の行動規範」)とは、MIS の信用格付業務に関する行動規範をいう。MIS の行動規範は、MIS、MIS の全従業員および MIS の格付プロセスを支援する MCO の関連する従業員の行動に適用される。
5. 「MJKK の職務行動規範」(以下「MJKK の行動規範」または「本行動規範」)とは、MJKK⁴の信用格付業務に関する行動規範をいう。MJKK の行動規範は、MJKK 及び MJKK の全従業員の行動に適用される。MJKK の行動規範は、日本の法令に則して規定される。
6. 「格付記号と定義」とは、MJKK で使用される格付記号および格付スケールを定義する参照用ガイドをいう。
7. 「証券取引方針」とは、MCO の証券取引に関する方針をいう。

従業員

1. 「MJKK のアナリスト」とは、法令に定めのあるとおり、信用格付の付与に先立ち、専門的知識および技能を用いて金融商品または法人の信用状態の分析およびこれに基づく評価を行う者をいう。より具体的には、MJKK ではアナリストは、アソシエイト・アナリストまたはそれ以上のタイトルをもつ分析チームに所属するすべての MJKK 社員と定義し、それらの者の役割は、a)信用格付を新規に付与したり、付与した信用格付それ自体のみならず、その信用格付の見直しや見直しについてのモニタリングをすること、b) 格付委員会のために資料をドラフトしたり、そのサポートをすること、あるいは格付委員会のために案件に限定したモデルを考案すること、あるいは、c)として、a)と b)に従事する従業員を監督することが含まれる。ただし、次に該当する MJKK の従業員はアナリストには該当しない。(1)信用格付の付与に係る過程には関与しない者、あるいは(2)信用格付の付与に至る過程において情報を内部システムに入力するだけといった業務を通じてサポートする者。
2. 「MJKK の従業員」とは、MJKK に勤務する個人をいう。日本法の適用場面では従業員とみなされない取締役または役員も従業員の定義に含まれる。
3. 「法令等遵守責任者」とは、MJKK の法令等遵守責任者として選任された個人をいう。法令等遵守責任者は、本行動規範に規定される方針、手続についての MJKK の遵守に責任を負う。
4. 「経営陣」または「マネージャー」とは、人事管理責任を負う従業員をいう。
5. 「格付要員」とは、アナリストを含む MJKK の従業員で分析業務に携わる者や、格付業務に使用される手続、格付手法やモデルの開発、レビューや承認に関与する者をいう。

⁴ MJKK の従業員は MIS の行動規範と MJKK の行動規範の両方を遵守しなければならない。

組織構造

1. 「コマーシャル部門」とは、MJKK の事業戦略や企画、新事業開発及び発行体や格付対象事業体との取引関係に責任を負う担当部署をいう。
2. 「コンプライアンス部」とは、MJKK を含む MIS およびその従業員が MIS の行動規範および本行動規範に記載された方針および手続を遵守しているかを査定する担当部署をいう。
3. MIS の「クレジット・ストラテジー・アンド・スタンダード・グループ」(「CSS」)は、数個のファンクションから構成される:レーティング・モデル・グループ、メソドロジー・フレームワーク・グループ、デフォルト・アンド・レーティング・アナリティクス及び CSS テックを含むメソドロジー・ディベロップメント・グループ(「MDG」);モデル・スペシフィケーションズ・スペシャリスト・チームを含むメソドロジー・レビュー・グループ(「MRG」);レーティング・アンド・プロセス・オーバーサイト・グループ(「RPO」);及びストラテジー・アンド・リサーチ(「S&R」)。各ファンクションは、現時点では MIS のチーフ・クレジット・オフィサーに報告を行なっている。
4. 「MCO」とは、ムーディーズ・コーポレーション及びその過半数所有関連会社をいう。
5. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(「MIS」)とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、およびその関連会社のうち格付を「ムーディーズ・インベスターズ・サービス」のブランド名のもとに提供するものをいい、MJKK を含む。
6. 「MJKK」とは、ムーディーズ・ジャパン株式会社をいう。MJKK は、自己の名において信用格付を提供し公表する MIS の関連会社である。MJKK は、金融商品取引法の下で金融庁に登録された信用格付業者であり、米国 SEC の登録を受けた格付機関(以下「NRSRO」)である。
7. 「MJKK の取締役会」とは、ムーディーズ・ジャパン株式会社の取締役会をいう。
8. 「MSFJ」とは、ムーディーズ SF ジャパン株式会社をいう。MSFJ は、自己の名において信用格付を提供し公表する MIS の関連会社である。MSFJ は、金融商品取引法の下で金融庁に登録された信用格付業者であるが、NRSRO ではない。

サービスおよび商品

本行動規範において使用されているサービスおよび商品の定義は、MJKK により日本で提供されているサービスおよび商品についてのものである。

1. 「関連業務」は、日本の法令上、定義されており、日本における当社外に向けたクレジット・エスティメート、およびレーティング・アセスメント・サービスの提供業務などの私的格付の付与・提供業務を含む。
2. 「MJKK の信用格付」とは、事業体、負債または金融債務、負債証券、優先株等の金融商品の信用力、もしくはそのような負債または金融債務、負債証券、優先株等の金融商品の発行体の信用力についての MJKK の意見である。かかる意見は、各格付分類における確立、定義された格付制度によって発行される。(以下、セクション II も参照されたい。)
3. 日本の法令上、MJKK における信用格付の「付与」とは、以下のいずれかに該当するものなどをいう。
 - i. 予定される(Anticipated / Subsequent)信用格付を含む、格付対象事業体または債務に対する信用格付の新規付与
 - ii. 信用格付の変更(格上げ、格下げ)
 - iii. 見直し(Review)を変更なく終了(信用格付の据え置き)
 - iv. 信用格付の取下げ 信用格付の付与は、MJKK の権限において決定される。

4. 「MJKK の信用格付のアナウンスメント」とは、MJKK による信用格付の付与、見直し(Outlook)、見直し(Review)または信用格付の確認(Affirmation)を書面によって公表することをいう。
5. 「MJKK の信用格付業」とは、金融商品取引法その他の法令に定義される信用格付にかかる業務をいう。全ての関連業務ならびにその他業務は、MJKK の信用格付業から明確に除外される。
6. 「日本におけるその他業務」とは、セミナーの開催やレポート(信用格付業に係るものおよび関連業務に含まれるものを除き、信用格付業者以外の当社グループ会社が付与した信用格付の関連レポート等の翻訳を含む。)の公表等をいう。
7. 「格付業務」とは、信用格付業、関連業務もしくはその他業務のいずれかまたは全てを意味する。
8. 「日本における非依頼格付」とは、格付関係者からの依頼によるものではない信用格付をいう。依頼格付は、2つの要件を満たす必要がある。
 - i. 格付関係者の依頼を受けて信用格付が提供されたこと
 - ii. 信用格付の提供または閲覧に供する時点においてその依頼が継続していること 有効な信用格付契約関係の有無が、非依頼か依頼かを判断する基準となる。

その他

1. 「代理人」とは格付対象事業体、または格付対象事業体の代理人の代理として業務と行なう者をいう。
2. 「家族」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - a. 従業員の配偶者または家庭内パートナー
 - b. 従業員と同居(たとえば常駐的に生活環境を共にしているなど)しているもの、金銭的責任を共有しているか否かを問わない。ただし典型的なルーム・シェアリングにおけるルーム・メイトは含まない。
 - c. 従業員の未成年の、もしくは扶養している子
 - d. 従業員と同一世帯を共有しているその他の親戚
 - e. 従業員と同一世帯を共有してはいないが、その証券取引が従業員の指示の下で行われ、従業員の影響または支配を受けている(直接的または間接的を問わない。)もの。たとえば、取引前に従業員に相談する、別世帯に居住する親または子など。
 - f. 自然人または法人、信託、事業体またはパートナーシップ(証券取引方針に定義される白紙委託信託を除く)であって、
 - i) その管理責任が従業員またはその家族によって履行されるもの
 - ii) 従業員またはその家族を受益者として設定されたもの
 - iii) 従業員またはその家族によって直接的または間接的に支配されるもの、または、
 - iv) その経済的利益が従業員またはその家族と実質的に等しいもの
3. 「格付手数料の交渉」とは、格付業務の手数料に関する交渉およびこれらの交渉に関連する協議または通信(社内または社外のいずれであるかを問わない)をいう。
4. 「金商法」とは、金融商品取引法をいう。
5. 「発行体」とは、証券を発行し、保証し、またはその証券を裏付けている信用を他の形で支持している事業体をいう。発行体には、発行体の親会社またはその過半数所有子会社も含まれる。

6. 「発行体秘密情報」とは、MJKK が、格付プロセスもしくは関連業務またはその他業務の提供に関連して発行体、その関連会社もしくは代理人から得た情報で、その情報は対外秘であり秘密である旨の書面による通知を MJKK が受け取ったものをいう。しかし、「発行体秘密情報」には以下のものは含まれない。
 - a. 公開されている情報
 - b. 発行体、その関連会社またはその代理人からの開示を受ける前に、非秘密情報として MJKK が入手していた情報
 - c. 発行体等との秘密情報に関する合意、またはこうした情報の開示を禁止するその他の合意に抵触すると MJKK が合理的に知りえずに、MJKK が第三者から非秘密情報として入手した情報
 - d. 秘密情報を参照せずに MJKK が独自に作成した情報
 - e. 特定の発行体に関連していると判断できないように取りまとめられた、あるいは変換された情報
 - f. 発行体、その関連会社または代理人から書面による公表について承認を得ている情報
7. 「非公開情報」については、MJKK においては公に配信されていない情報は、「非公開情報」と見なされる。次に該当する方法にて配信されたものは「非公開情報」から除かれる。証券監督機関に対する公的な報告書の提出、プレスリリースの発表、全国的もしくは広く配信される金融ニュース・サービス、または議決権委任勧誘状もしくは目論見書の発行などの方法で公開されるもの(ただし、金融商品取引法上の重要事実等に関しては、金融商品取引法に定める公表に該当する方法で公に配信されたもののみが除かれる。)
8. 「保有する」および「保有」とは、直接保有および実質保有(証券に対する単独または共同での処分権または議決権を有すること)を含めて、従業員または家族が証券または金融機関口座についての権利を保有するすべての方法をいう。本行動規範の観点からは、MJKK の従業員は、その家族が保有するすべての証券の実質保有者とみなされる。
9. 「格付対象事業体」とは、MJKK が格付をつけている事業体もしくは MJKK が格付をしている証券を発行している事業体、または MJKK からの信用格付を求めている事業体をいう⁵。
10. 「制限リスト」とは、従業員および従業員の家族が保有または取引することが禁止されている産業別、地域別または規制別の証券リストをいう。
11. 証券とは、資本証券もしくは確定所得証券、またはそれらから派生した非預金型の金融商品をいう。これには、株式、債券、社債、オプション、資本証券、転換証券、新株引受証券、派生商品(資本証券または確定所得証券を原証券とするか、それらと連動しているスワップ、商品および先物を含む。)、中期証券、集団投資スキーム、定額年金、変額年金、オープン・エンド型またはクローズド・エンド型のミューチュアル・ファンド、上場投資信託、単位型投資信託が含まれるが、それらに限定されない。
12. 「取引」とは、証券についての権利および持高を取得または処分する取引をいい、これには、購入、売却、買戻し条件付取引、空売り、スプレッド・ベッティング(および他の形態の投機的証券取引)、およびデリバティブ取引の締結(プット・オプション、コール・オプションおよび株式交換を含む。)、ならびに保有しているそのようなデリバティブを購入、売却または行使することにより換金することを含むが、それらに限定されない。

⁵ 「格付関係者」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令で定められた格付関係者をいう。

II. 信用格付とは

「信用格付」とは、事業体、負債または金融債務、負債証券、優先株等の金融商品の信用力、またはそのような負債または金融債務、負債証券、優先株等の金融商品の発行体の信用力について、各格付分類における確立、規定された格付制度を用いて発行される意見をいう。

信用格付は、正確で信頼できると MJKK が考える情報源から入手した情報に基づくものである。そうした情報源には、発行体およびその代理人が含まれるが、これに限定されない。また、発行体等とは無関係の情報源にも基づくものである。MJKK は、発行体およびその代理人が提供する、事実に基づく正確で適時かつ完全な情報であって誤解を招くことのない情報に依拠している。

MJKK は、信用格付の新規付与に際して使用する情報が十分な質を備え、かつ MJKK が信頼できると考える（場合によっては第三者の個別情報源も含む。）情報源に基づくものとなるために必要な全ての手段を講じる。ただし、MJKK は、監査人ではないため、格付プロセスにおいて入手した情報の全ての場合について独立した検証 または認証を行うことはできない。従って、信用格付を新規に付与するにあたり、MJKK は、信用格付または関連する MJKK の出版物に反映される、または含まれる事実関係の正確性、適時性、完全性について、保証を行わない。

格付のプロセスにおいて、MJKK は発行体、投資家、およびその他の関連当事者との関係からの独立性を保っている。MJKK は、格付対象証券の発行体（およびその他の当事者）に対する受託責任を負っていない。また、格付を付与する発行体に対する助言者として行動することもない。MJKK は、証券において検討されている構造的要素が信用力に与える影響について意見を述べることもあるが、信用格付の対象となる証券の実際の組成に参加することはない。

方針上、また独立的かつ客観的な意見の提供者としての役割を果たすため、MJKK は信用格付の内容、信用意見、コメントリー、その他全ての関連出版物について完全な編集権限を有する。MJKK は、MJKK の方針および手続に従って、いつでも信用格付の保留、変更、引き下げ、引き上げ、または取下げを行う、あるいは見直す 権限を有する。MJKK の編集権限には、信用格付、または情報やコメントリーの発表の要否、および発表時期を 決定する権限が含まれる。ただし、信用格付の公表が契約上（下記 3.4 項を参照）または適用のある法令によって制約されている例外的な場合は、この限りでない。

III. 行動規範

1. 格付プロセスの質と公正性

IOSCO 原則に述べられているとおり、MJKK は、発行体とその負債の潜在的な購入者との間に存在する情報の非対称性を縮小すべく、負債および負債証券の発行体の相対的な信用力を見通した意見を提供するために努力する。

A. 格付プロセスの質

1.1 信用格付は将来の信用力に関する可能性についての意見であるため、個々の信用格付のパフォーマンスは個々の結果に基づいて判断されるのではなく、個々の信用格付が MJKK の策定したプロセスに従って付与されたかどうかによって判断される。可能であれば、信用格付の総体的なパフォーマンスは事後的に統計的手法によって評価される(デフォルト・スタディ、格付の精度、安定性指標等)。

1.2 MJKK は、厳格かつ体系的な格付手法を策定、維持していく。また可能であれば、過去の経験に基づき、そのような格付手法に基づく信用格付の客観的な検証を定期的に行う。MIS の MRG は、格付手法と手続の適切性および完全性のモニタリング、および MIS の格付手法と手続の重大な変更の一次的な承認について責任を負う。MIS のグローバルベースの格付手法およびモデルに変更があった場合、MJKK はこれを取り入れて採用することができるが、かかる変更を採用するためには、日本の法令を遵守するため、その使用に先立って MJKK の取締役会またはかかる職権を与えられた一名ないし複数の従業員が承認しなければならない。

1.3 発行体または債務の信用力を評価するにあたり、必要に応じて、MJKK のアナリストは MJKK の公表された格付手法を用いる。アナリストは、MJKK が定めたとおり、一貫して当該格付手法を適用する。

1.4 信用格付は個々のアナリストではなく格付委員会が決定する。格付委員会が格付対象事業体の債務クラス(シニア無担保債務など)、またはある具体的なプログラムを規定する書類に基づき発行される債務に対する適切な信用格付を決定した後、格付委員会が異なる決定をしない限り、MJKK はその債務クラスに対して、既に決定した信用格付を新規に付与する。

a) ある格付対象事業体による、または具体的なプログラムを規定する書類に基づく債務発行は、型通りのもの(リファイナンス等)もあれば、格付対象事業体の信用力またはプログラム構成に重大な影響を与える場合(格付対象事業体の債務比率が大幅に変化するなど)もある。発行体の債務発行や債務比率およびプログラム書類への変更をモニターし、重大な変化があれば格付委員会に知らせることは、MJKK のアナリストの責務である。

» 既存の信用格付の対象となっている債務にかかるプログラム、シリーズまたは分類に従い長期に渡り発行される証券に対して新規に付与される信用格付、または

» 主な格付対象事業体の信用格付のパススルーに基づく信用格付は、

場合によっては債務にかかるプログラム、シリーズもしくは分類または主要な発行体の既存の信用格付のみに由来し、既存の信用格付にかかる格付委員会は将来における発行をその分析に組み込む。従って、これらの信用格付に関する信用格付の付与は、当初の格付委員会によって行われる既存の信用格付に対する分析以外に格付委員会による分析の対象とはならない。

b) 信用格付の付与の際、MJKK は、発行体に関して、MJKK が公表した格付手法に概ね則り、関与するMJKKのアナリストおよび格付委員会が知り、関連があると考えた全ての情報を考慮する。かかる情報には、発行体または引受人以外の情報源から入手した情報で、関与するMJKKのアナリストおよび格付委員会が信用でき、かつ格付決定に重要となる可能性があると考えられるものも含まれる。MJKK は、発信される信用格付がそのような全ての情報の徹底的な分析に基づくことを確保するために方針と体制を整備し、保持し、実施する。信用格付の付与にあたって、MJKK は、分析対象と同種の発行体または信用に関する信用格付の作成に関して、個人または集団（格付委員会）として適切な知識および経験を有する者を用いる。

1.5 MJKK は、信用格付プロセスを裏付けるために使用される記録を保持する際、記録保持に関する方針および関連法規を遵守する。MJKKを含むMISは、その従業員にMISの記録保持に関する方針ならびに記録保持・廃棄を規定する法令を遵守させるための方針と体制を整備し、保持し、実施する。MJKKの従業員は、MISの記録保持に関する方針に熟知し、かかる方針への遵守を定期的に証明する。

1.6 MJKK およびそのアナリストは、発行体または債務の一般的な信用力について誤った表示を行った、またはその他の誤解を生じさせる信用格付の発行を回避するための方針と体制を整備し、保持し、実施する。

1.7 MJKK は、債務および発行体について質の高い信用評価を行うために十分な資源を投入する。債務または発行体に格付を付与するかどうか、格付を継続するかどうかを決定する際には、適切な格付評価を行うために十分な技能を有する十分な人員を投入することができるか、またその人員が適切な評価を行うために必要十分な情報を入手できるかどうかを検討する。信用格付に関する信用格付のアナウンスメントが履歴データに乏しいものの場合、MJKK は、目立つ所にかかる制約について明確化する。MJKK は、信用格付の新規付与に使用する情報が十分に良質であり、必要に応じて第三者を含む、MIS が信頼できると考える情報源から入手されるために必要となるあらゆる方策を講じる。新たな種類の金融商品が関連する事案では、MJKK は、十分な情報と適格な分析スキルがあると考えない限りは、信用格付の付与を控える。

MJKK は、格付手法が重要な信用リスクを認識しているか、また改善する余地がないかを検証するため、すべての格付手法について年次および随時に検証し、必要に応じて見直しを行う。

MJKKを含むMISは、CSS内の関連するファンクションに、以下の事項を実践させる。

1.7.1 MIS が格付を付与しているものとは大きく異なる種類の仕組みに対する信用格付の付与に関する実現可能性を検討すること。

1.7.2 MIS が用いる手法（手法に内包される信用格付モデル、スコアカード及び主要な格付上の想定を含む）、ならびにそれらの手法（手法に内包される信用格付モデル、スコアカード及び主要な格付上の想定を含む）の重要な変更を年に1回以上MRGが見直すこと。

1.7.3 資産証券化商品の裏付け資産のリスク特性が大きく変化するとMISが判断した場合に、資産証券化商品の信用格付を決定する既存の格付手法およびモデルを評価すること。

1.8 MJKK は、格付プロセスの継続性を促進し、また偏りを避けるように格付委員会を構成する。

B. モニタリングと更新

1.9 MJKK は、適時な信用格付のモニタリングと更新のために適切な人員および財務資源を配分する。MJKK は、信用格付が公表された後には、これが取り下げられない限り、

- a) 発行体またはその他の関連事業体、あるいは債務の信用力を年に1回以上レビューする。
- b) 信用格付の付与（信用格付の取下げを含む）につなると合理的に予想され得る情報を知った場合、適用される手法に沿って、信用格付の見直しを開始する。
- c) 上記 a) または b) に記載されるようなあらゆる見直しの結果に基づき、適切な場合には、適時に信用格付を更新する。さらに MJKK は、新規または改訂された格付手法の採用時には、新規あるいは改定された格付手法が既存の信用格付に与える影響を見直し、該当する場合には、合理的期間内に必要な信用格付の付与を行う。

実務上可能な限り、MJKK はモニタリングのプロセスにおいて入手可能な情報および専門知識を活用する。また、MJKK は、現行および新たに付与される信用格付に、該当する主な格付の前提の変化を織り込む。

- 1.10 MJKK が当初の信用格付の新規付与とその格付のモニタリングに対して別の分析チームを用いる場合、各チームは、それぞれの役割を適時に果たすために必要なレベルの経験および資源をもつ。また、MJKK は既存の信用格付をモニタリングし、適時に見直しを行うために必要な資源を配分するためのオペレーション上の柔軟性を維持すべく、内部プロセスと市場動向を評価する。
- 1.11 MJKK は、発行体または債務に対する信用格付の取下げを含む(ただし通常の負債の満期、コール、償還を除く)信用格付の付与を公表するための信用格付のアナウンスメントの公表に関する方針と体制を整備し、保持し、実施する。MJKK の信用格付の開示および取下げに関する現行の方針は、公開ウェブサイト moodys.co.jp において閲覧可能である。

C. 格付プロセスの公正性

- 1.12 MJKK の従業員は、その活動に適用される全ての日本の法律・規制に従う。言い換えれば、MIS の行動規範の規定が MIS が業務を行なう地域の適用法令等と矛盾する場合には、MIS の行動規範の当該規定はその矛盾する範囲において当該地域では適用されない。
- 1.13 MJKK とその従業員は、発行体、格付対象事業体、投資家、その他の市場参加者および一般市民に対して、公正かつ誠実に対応する。
- 1.14 MJKK の従業員は高い公正性基準に従う。MJKK は、適用される法律に従い、明らかに公正性が疑わしい個人を雇用することはない。
- 1.15 MJKK とその従業員は、黙示的であれ明示的であれ、格付委員会に先立って特定の信用格付の確約または保証を行うことはない。これは、MJKK が、格付分析に関連して初期段階の意見交換を行なうことを妨げるものではない。さらに、MJKK およびその従業員は、格付対象事業体、投資家 その他の市場参加者に、信用格付もしくは他のサービスの支払をさせるために、潜在的な信用格付の付与の約束をしたり、脅しをかけたりしない。
- 1.16 MJKK は、以下については行わない。
 - a) 格付のアドバイザー業務を提供すること。
 - b) 証券または金融市場商品の引受業務に従事するブローカーまたはディーラーとして活動すること。または
 - c) moodys.com において閲覧可能な MJKK または MIS の統計格付機関(NRSRO)フォームの第 3 項に特定される「金融格付関連会社」のいずれかが格付を行う事業体において金銭的または支配的利害を有すること。
- 1.17 MJKK の従業員は、会社・法的組織、資産、債務、または債務者もしくは発行体の行動に関して、債務者、または債務の発行体、引受人もしくはスポンサーに対していかなる提案・推奨を行うことも禁じられている。ただし、信用リスクの評価において、MJKK の従業員は、
 - 1) 発行体、格付対象事業体または代理人が提示する、所定の事実および特徴、ならびにその変更点を理解し、分析に織り込むため、および
 - 2) 発行体または債務に対して MJKK の格付手法を適用したことによる、信用格付への影響を発行体、格付対象事業体またはその代理人に説明するために、発行体、格付対象事業体またはその代理人と複数にわたるディスカッションを適切に行うことができる。

- 1.18 従業員は法律の専門家であることを期待されないが、適用法規または本行動規範に反している、あるいは反することが疑われる可能性がある活動に気付いた場合、MJKK の従業員は、かかる活動を報告することを期待されている(適用法令等により義務づけられる場合もある)。MJKK の従業員は、かかる事項を直ちにコンプライアンス部に、あるいはホットラインを利用し、または法令等遵守責任者に直接報告する義務がある。コンプライアンス部は、適用される日本の法律・規制、または MJKK が定めた方針・手順に基づき適切な措置を講じる。
- 1.19 経営陣は、法令または本行動規範に反すると疑われる活動を善意で報告した従業員に対して、MJKK の他の従業員または MJKK が報復することを禁止する。

2. 独立性と利益相反の回避もしくは管理

A. 総論

- 2.1 MJKK は、その信用格付の付与が MJKK、発行体、格付対象事業体、投資家、その他の市場参加者に与える潜在的な影響(経済的、政治的、その他)に基づいて、信用格付の付与または信用格付の見直しの開始・終了を抑制または自制することはない。
- 2.2 MJKK とその従業員は、その実質および外見の両面において独立性および客観性を維持するため、注意を払い、また専門的な判断を行う。
- 2.3 信用格付の決定は、信用評価に関連する要因のみから影響を受ける。
- 2.4 MJKK が発行体、負債証券に新規に付与する信用格付は、MJKK(もしくは MCO)と発行体(もしくはその関連会社)またはその他の関係者との間に、事業上の関係が存在するか、そのような関係が存在する可能性があるか、またはそのような関係が存在しないかによって影響を受けることはない。
- 2.5 MJKK は、その格付業務およびアナリストを、業務上も法律上も、さらに実務上可能であれば物理的に、利益相反を惹起する可能性のある他の業務から分離する。MJKK は、その提供する関連業務およびその他業務を moodys.co.jp において開示する。MJKK において新たな関連業務およびその他業務を提供する意図がある場合、MJKK は、まず、コンプライアンス部または法務部門へ相談する。MJKK は、関連業務および/またはその他業務の提供に関連して、MJKK の信用格付業と利益相反が生じる可能性を排除するか、または利益相反が生じる可能性に適切に対処するための方針と体制を整備し、保持し、実施する。

B. 手続と方針

- 2.6 MJKK は、信用格付の決定または新規もしくは変更された信用格付の承認に影響を与えうる現実の利益相反またはその可能性を識別、排除し、または適切な場合には管理、開示するための方針と体制を整備し、保持し、実施する。

MJKK は、とりわけ、以下の相反について対処し、管理するための方針を特定し、制定している。

- 発行体または引受人が発行または引受する証券または金融市場商品に対する信用格付を決定するために、MJKK が、その発行体または引受人から支払いを受けること。
- 債務者の信用格付を決定するために、MJKK が、その債務者から支払いを受けること。
- 証券、債務または金融市場商品に対する信用格付を決定するために、MJKK が、投資家から支払いを受けること。
- MJKK が、信用格付に加え、その他のサービスを提供すること(MJKK による信用格付の対象でありうる発行体または債務者に対するレーティング・アセスメント・サービスを含むが、これに限定されない。)。MJKK は依頼人である発行体または債務者から、これらのその他のサービスについて支払いを受けている。

- e. MJKK は、MJKK の親会社である MCO に重大な財務上の利害(発行済株式の 5%以上)を有する事業体に対して、またはその要望で、信用格付を発行することがありうること。
- 2.7 認識されている現実の利益相反およびその可能性についての MJKK の開示は、完全、適時、明確、簡潔、具体的かつ目立つように開示されるものとする。そのような開示は、moodys.co.jp で行われる。
- 2.8 MJKK は、格付対象事業体との間の報酬合意の一般的な性質を開示する。
 - (a) MJKK は、コンサルティングサービスを提供しない。MJKK は、格付対象事業体から、格付業務に関連のない報酬を受けることはない。格付対象事業体から、格付業務に関連のない報酬を受ける場合には、MJKK はそうした手数料が信用格付業の手数料に占める割合を開示する。
 - (b) MJKK は、特定の発行体、オリジネーター、アレンジャー、サービス契約者(発行体、オリジネーター、アレンジャー、サービス契約者の関連当事者も含む)から信用格付業に係る年間収益の 10%以上を受領した場合には、その旨を開示する。
- 2.9 MJKK は、MJKK の格付関連活動との現実の利益相反またはその可能性を惹起するいかなる証券取引(デリバティブを含む。)も行わない。
- 2.10 格付対象事業体または債務者(ソブリン、州など)が MJKK に関する監督機能を有している、または監督機能を得ようとしている場合、監督事項に関して格付対象事業体または債務者(規制当局など)の職員とのやりとりに責任を負う従業員は、その格付対象事業体または債務者に適応される信用格付の決定または格付手法の承認に参画する格付要員と分離する。

C. アナリストおよび従業員の独立性

- 2.11 MJKK の従業員の報告ラインおよびその報酬契約は、現実の利益相反およびその可能性を排除、または効果的に管理するように構築する。
 - (a) MJKK のアナリストは、i) その MJKK のアナリストが格付する、ii) 定期的に関係する、または iii) 担当している格付対象事業体から MJKK が得る報酬額に基づいて報酬を受けたり、評価されたりすることはない。
 - (b) MJKK は、信用格付プロセスに参加する、あるいはその他の方法で影響を与えうる従業員の報酬に関する方針および実務の正式・定期的な見直しを行い、これらの方針および実務が信用格付プロセスおよび従業員の客観性に影響を与えないことを判断する。
- 2.12 MJKK は、その格付と商業活動とを分離した。MJKK 格付要員は、格付手数料の交渉および営業・マーケティング活動に関与することなく、営業・マーケティングにかかる事業に影響されることはない。また、MJKK コマーシャル部門の従業員は、信用格付の決定もしくはモニタリング、または格付業務を提供する際に使用されるモデルもしくは格付手法の開発または承認に関与することはない。
- 2.13 各種方針に詳細に記載されている通り、MJKK の従業員は、以下の場合には、その特定の発行体、格付対象事業体または債務者の格付の決定に対して、承認または参加したり、あるいは影響を与えてはならない。

従業員が、

 - (a) 格付対象事業体、その関連会社もしくは一体とみなされる第三者が、発行、保証、または他の方法でサポートする証券(デリバティブを含む。)を保有している場合
 - (b) 次の家族を有する場合。その家族が、格付対象事業体、その関連会社もしくは一体とみなされる第三者が、発行、保証、または他の方法でサポートする証券(デリバティブを含む。)を保有している。

- (c) 格付対象事業体、その関連会社もしくは一体とみなされる第三者との間に最近、雇用関係またはその他の重要な事業上の関係があり、その関係が利益相反を惹起するかその可能性があり MJKK にとって受け入れがたいと思われる場合
- (d) 次の身内を有する場合。従業員の身内(配偶者、パートナー、親、子供または兄弟姉妹など)が格付対象事業体、その関連会社もしくは一体とみなされる第三者に勤務していて、その雇用関係が利益相反を惹起するかその可能性があり MJKK にとって受け入れがたいと思われる。
- (e) 利益相反を惹起するかその可能性があり MJKK にとって受け入れがたいと思われるような関係にある格付対象事業体、その関連会社もしくは一体とみなされる第三者との間で、その他の関係を有するか、有していた場合
- (f) 格付対象事業体、その関連会社もしくは一体とみなされる第三者との格付手数料の交渉を行い、あるいは過去に開始もしくは参加していた場合 (MJKK の従業員がその業務において偶発的に格付手数料情報を入手した場合で、格付手数料の交渉に関する手順に従い許可を受けたものを除く)
- (g) ギフト、供応または金品を格付対象事業体、その関連会社もしくは一体とみなされる第三者から受け取って、利益相反を惹起するかその可能性があり、金銭の提供、贈答、便宜または接待を求め、あるいは受けることに関する方針に照らして MJKK にとって受け入れがたいと思われる場合
- (h) その他、法令上の要件により、MJKK の従業員の一親等以内の親族(配偶者、親、ならびに配偶者の親および子を含む)に格付対象事業体または関連事業体の役員およびこれに準ずる者(取締役、監査役等)がいる場合

2.14 MJKK のアナリストもしくは信用格付の決定もしくはモニタリングに関与するその他の MJKK の従業員は、MJKK に雇用されている間は格付関係者の役員またはこれに準ずるもの(取締役、監査役等)に就くことを目的として自ら働きかけを行ってはならない。

2.15 証券取引方針に従い、格付プロセスに関与する MJKK の従業員およびその家族は、その MJKK の従業員の制限リストにある発行体または事業体により発行され、保証され、またはその他のサポートを受けている証券(そのような証券に基づくデリバティブを含む。)の売買または取引を行ってはならない。

2.16 MJKK は金銭の提供、贈答、便宜または接待に関する方針に従い、いかなる格付関係者、格付関係者のスポンサーまたはその代理人に対して金銭・贈答・便宜・サービス・接待を求めたりこれを受けたりすることを断じて禁じる。全ての MJKK 格付要員は、これらの禁止事項を遵守する義務がある。さらに、MJKK の全従業員は、企業行動規範の金銭の提供、贈答、便宜または接待に関する規定を遵守しなければならない。

2.17 実際にまたは潜在的に利益相反を惹起する可能性がある個人的な関係(例えば、分析担当分野内の格付関係者の従業員または代理人との個人的な関係を含む)を有することとなった MJKK のアナリストまたはマネージャーは、適用される法律に基づき、その関係を、自身のマネージャーあるいはコンプライアンス部門に開示することが義務付けられる。この情報の評価に基づき、MJKK は実際のまたは潜在的な利益相反を削減する適切な方策をとる。

2.18 MJKK のアナリストもしくは信用格付の決定もしくはモニタリングに関与するその他の MJKK の従業員が MJKK を離職し、そのアナリストあるいはその他の従業員が、MJKK の任務の一環としてその格付付与に関与していた負債の格付対象事業体、引受人、もしくはスポンサーの従業員、または自らが関わりのあった金融会社の従業員となる場合、MJKK は、適用法令諸規則に従い、かかるアナリストまたは従業員が新たに従業員となった発行体等が利害を有する事項を対象とする信用格付(その者が MJKK を離職した日前 2 年間に当該アナリストまたは従業員が付与に係る過程に関与したものに限り。)の妥当性を検証し、妥当でないものが発見された場合には適切な公表をする。法令諸規則により義務付けられる場合、元 MJKK 従業員が MJKK 離職後に上記の種の事業体により雇用されたことを、MJKK が当該規制当局が指定する期間内に認識したとき、MJKK は、各規制当局に対してその旨を報告する。

3. 投資家および発行体に対する責任

A. 格付開示の透明性と適時性

- 3.1 MJKK は、格付を付与する発行体、負債および負債類似証券に関する信用格付の付与を実務上可能な限り早く開示する。
- 3.2 MJKK は、信用格付と信用格付のアナウンスメントを両方とも無料で公表し、また、対象事業体または債務がどのようにして格付されたかについて透明性を提供する。そうした信用格付と信用格付のアナウンスメントは、moodys.co.jp に掲載される。
- 3.3 MJKK は、資産証券化商品の発行体およびオリジネーターに、その商品に関する全ての関連情報を公表することを推奨する。
- 3.4 格付対象事業体からの依頼に基づき、MJKK の独自の判断により、適用法令等に従い、MJKK は信用格付業に係るものではない信用格付を非公表とすることに合意することがある。しかしながら、発行体、またはストラクチャード・ファイナンスのトランシェを含む債務に既に公表信用格付が付与されている場合、その信用格付の変更または中止の決定については両方とも無料で公表する。
- 3.5 MJKK は、信用格付の配布および取下げに関する方針を公表し、その方針を最新の状態に維持する。
- 3.6 MJKK は、信用格付の付与について、日本法に基づき信用格付のアナウンスメントにおいて所定の情報を開示する。これには、以下が含まれるがこれに限定されない。
 - (a) 信用格付のアナウンスメントの一部として、信用格付を裏付ける根拠の重要要素の要約
 - (b) 主な格付の前提/要因、および関連する主な格付の前提/要因の感応度分析の要約
 - (c) 信用格付を作成するために使用された情報の実質的に重要な情報源を示す記載
 - (d) MJKK が格付対象事業体および/もしくは債務に関して利用可能な情報の質に満足しているかを記載できるような、信用格付の特性および限界に関する記載
 - (e) 信用格付の決定に用いた主な格付手法およびモデルの記載。MJKK は、信用格付が複数の格付手法に基づいているかどうか、また、いずれかひとつの格付手法のみを見た場合に金融市場の専門家が信用格付の他の重要な要因を看過する可能性があるかどうかを説明する。MJKK は、それらの格付手法、および信用格付に織り込まれる他の重要な要因についての情報の掲載場所を信用格付のアナウンスメントのなかで示す。信用格付のアナウンスメントは、ムーディーズのウェブサイトにおいて公表されている文書を参照することがある。
- 3.7 MJKK は、信用格付がどのように決定されたかを投資家およびその他格付利用者が理解できるように、格付委員会のプロセス、格付の手法、および発行体の公表財務諸表に含まれている情報から大きく逸脱する、公表財務諸表についての前提に関する十分な情報を公表する。MJKK が使用する格付記号および格付スケールは、moodys.co.jp において入手可能な格付記号と定義という手引書の中で公表されている。
 - (a) MJKK は、金融市場の専門家が信用格付の基準を理解できるように、資産証券化商品の信用格付に関する、期待損失とキャッシュフロー分析についての十分な情報を公表する。実務的に可能な場合には、MJKK は、資産証券化商品の信用格付が、MJKK が根拠とする信用格付の全体の変化に対してどの程度の感応度を示すかを分析した結果も公表する。
 - (b) MJKK は、資産証券化商品の新規および既存の信用格付の全てについて「(sf)」を挿入する。「(sf)」の挿入は、全ての MJKK の信用格付のアナウンスメントおよびリサーチレポート類において、特定の信用格付に言及する際に信用格付の後(例:「Aa3 (sf)」)に表示される。

(c) MJKKは信用格付の特性と限界、それを過度に信頼して投資または他の金融判断を行うリスク、ならびにMJKKが格付対象証券の発行体またはオリジネーターから提供された情報を検証する一般的な範囲を明確に示す。この情報は、投資家およびその他の信用格付利用者が、信用格付とは何かについての理解を深める一助となるであろう。MJKKは、日本の規制の対象であるところ、それらの規制が、規制当局がMJKKの信用格付を承認すると述べている、あるいは暗示しているものではなく、また、MJKKがその登録状況を信用格付の質を宣伝するために利用することはできない。

3.8 適用法令等により義務付けられる場合、あるいは実行可能かつ適切な場合には、信用格付を提供しまたは閲覧に供する行為の前に、信用格付の根拠となっている重要な情報および主な考慮事項を格付対象事業体に通知し、十分な情報を織り込んだ信用格付を決定するため、これまでMJKKに提示されていなかった追加事実に関する情報を提示する機会または事実誤認と思われる事項もしくは関連があると考えられるその他事項について明らかにする機会を格付対象事業体に与える。MJKKは格付対象事業体の反応を適切に評価する。MJKKが信用格付を提供しまたは閲覧に供する行為の前に格付対象事業体に通知しなかった特別な状況においては、その後、現実的な範囲でできるだけ早く格付対象事業体に通知し、またその遅延の理由を説明する。

3.9 特定の状況制約されていない限り、MJKKは発行体に対し、その時間は状況により異なるが、信用格付の決定に反論する意思をMJKKに伝達する時間を与える。反論は、発行体またはMJKKが得ていなかったか、格付委員会では考慮されなかった、新たな情報もしくは追加的な情報がMJKKに提供された場合に行うことができる。

3.10 MJKKは、透明性を高めるとともに、市場が債務証券に対する格付の総体的な実績について最適な判断ができるようにするため、格付分類毎の過去のデフォルト率、格付分類間での格付の遷移、定期的なパフォーマンス実績についての十分な情報を公表し、金融市場の専門家が格付分類毎の過去の実績を理解できるようにする。この情報には、格付の意見のパフォーマンスについての検証可能で定量的な過去情報を含め、それを整理し、構造的、かつ可能な限り標準化した形とし、金融市場の専門家が信用格付会社間のパフォーマンスを比較する一助となるようにする。

MJKKは、規制機関が自ら信用格付のパフォーマンスを評価しうよう、要請により信用格付データを規制機関に提供する。

3.11 信用に関する意見の提供者として、MJKKは、(i)当該非依頼格付が市場参加者にとって有益な情報となるか、あるいは(ii)発行される債券その他の類似債務の総額が多額であるか、あるいは(iii)市場にとって新たなタイプの証券もしくは格付対象事業体であるか、あるいは(iv)当該信用格付にかかる分析が、MJKKが市場に提供している他の信用分析に関連しており、かつ(v)適切な分析と、必要な場合に継続的なモニタリングを行える十分な情報があるとMJKKが考える場合には、将来において、非依頼格付を付与する権利を有する。MJKKの非依頼格付の付与等に関する方針および手続に基づき、信用格付が非依頼である場合、MJKKは、少なくともその信用格付の公表後1年間は、格付関係者にその信用格付の対価を要求すること、またはそれを受領することをしない。

3.12 MJKKは、その格付手法および関連する重要な実務、手続、プロセスに重要な変更がある場合には、それをプレスリリースまたはmoodys.co.jpへの掲載を通じて公表する。実行可能かつ適切な場合または法令で義務付けられている場合には、そのような重要な変更は、実行の前に市場参加者からの「意見募集」の形で提示する。MJKKは、格付の手法、実務、手続、プロセスを変更する前に、信用格付が様々な用途に利用されていることを注意深く考慮する。

3.13 信用格付に関する信用リサーチの提供者として、MJKKは、格付対象事業体および発行体について、明確、正確、透明、かつ質の高いリサーチを提供するよう努める。リサーチの販売と、リサーチおよび格付プロセスは、後者における不適切な利益相反の発生を回避するよう、これらを分離する。本セクションで規定されるとおり、発行体秘密情報およびMJKKの将来の信用格付の付与に関する非開示情報が、リサーチの定期購読者その他に対して選択的に開示されることがあってはならない。

B. 発行体秘密情報および非公開情報の取扱い

3.14 MJKK は、

3.14.1 以下に対して方針と体制を整備し、保持し、実施する。

- a. 発行体秘密情報の秘密を保持する
- b. 進行中の信用格付の付与を含む、信用格付に関する非公開情報の開示を防ぐ
- c. 発行体秘密情報および／または重要な非公開情報の取扱いと利用に関する適用法規の違反を防ぐ

3.14.2 MJKK が発行体、その関連会社または指定された代理人からの許可を受けない限り、信用格付のアナウンスメントやリサーチ、カンファレンス、または投資家、他の発行体、その他との対話を含むいかなる方法でも発行体秘密情報を開示することはない。

3.14.3 ただし、前項に関わらず、MJKK は次の行為を制約されない。

- (a) 特定の証券または取引についての、発行体秘密情報を分析に織り込んだ信用格付または信用意見を公表すること。ただし次の場合に限る。i.) 発行体秘密情報自体が開示されてはならないこと、そして、ii) 開示は公になされるものでその意見は広く投資家にとって入手できること。
- (b) 格付のプロセスまたは関連する事業活動の一部を補助するため、適切な秘密保持義務を負う第三者または代理人を利用すること。
- (c) 関係する法律・規則・規制によるか、政府機関・当局からの要請により情報を開示すること。あるいは
- (d) 法的に情報を受け取る権利をもつ第三者に開示すること。

3.15 MJKK およびその従業員は発行体秘密情報を格付業務に関連する目的においてのみ使用し、かつ、このための方針と体制を保持し、実施する。

3.16 MJKK は、その従業員が、MJKK に属する、または保有されている全ての財産・記録を、不正行為、盗用、および悪用から保護するあらゆる合理的な措置をとるよう義務付ける方針と体制を保持し、実施する。

3.17 企業行動規範および証券取引方針に従い、従業員が、証券の発行体に関する非公開情報 I、または証券もしくは証券の発行体に影響を及ぼす進行中の信用格付の付与に関する情報を保有している場合は、その従業員およびその家族は、その証券(デリバティブを含む。)の取引を行うことを禁止される。

3.18 従業員は、証券取引方針を熟知するものとし、その方針により求められる遵守状況の報告を定期的に行う。

3.19 従業員は、進行中の信用格付の付与に関係する非公開情報 I を開示することはない。ただし、関連する発行体もしくはその代理人に対して行う開示または適用法規により必要な開示は除かれる。

3.20 従業員は、発行体秘密情報または非公開情報を、その業務に関連して必要な場合を除き、MJKK を含む MIS 内で共有することはない。MJKK の従業員は、関連会社の従業員が格付業務における MJKK の代理人または請負人として行動し、職務遂行のためそのような情報を必要とし、かつ適切な秘密保持義務を負っている場合を除き、関連会社の従業員とは発行体秘密情報を共有しない。

- 3.21 従業員は、本行動規範の規定を除きいかなる目的のためにも、発行体秘密情報を利用・共有することはない。
- 3.22 関連する法律・規則・規制によるか、政府機関・当局からの要請があった場合を除き、MJKK の内部での検討内容および格付委員会への参加者を含む信用格付に関する非公開情報については対外秘とし、「必要に応じた」場合であって取扱者は適切な守秘契約に制約される場合を除き、MJKK の外部に開示することはない。

C. 法務執行当局または規制当局への情報提供

- 3.23 MJKK は、MJKK が第三者から入手し、これが信頼できると考える情報で、MJKK による格付対象証券の発行体が裁判所による判決を受けていない法律違反を犯しまたは犯している旨を内容とするものである場合、これに関して適切な法務執行当局または規制当局へ知らせることを要求されることがある。MJKK は、法の重大な違反の疑いがある情報についてその正確性を検証する義務はない。

4. ガバナンス、リスク管理および研修

- 4.1 経営陣は、MJKK の行動規範の実行および執行の責務を負う。MJKK の取締役会は、これらの監督責任を有する。
- 4.2 MJKK は、アナリスト向けの適切な継続的教育プログラムを採用、保持するとともに、アナリストが必要な研修を受けたことを検証するための適切な方針と体制を整備し、保持し、実施する。この継続的教育プログラムにおいて、アナリストは最新の内容で研修を受け、定期的に行なわれるテストにより自身の理解を確認される。MJKK は、継続的教育プログラムを実施・監督するため、一名以上の従業員を任命する。MJKK のコンプライアンス部を含む MCO のコンプライアンス部は、証券取引および発行体秘密情報または非公開情報の保護に関連するものを含むその他コンプライアンス方針のみならず、MCO の行動規範および MJKK の行動規範にも関連した定期的な研修を行う責任を有する。また、コンプライアンス部は、当該研修の完了を確認する体制を整備する。

5. MJKK の行動規範の実行と開示および市場参加者とのコミュニケーション

- 5.1 本行動規範の規定は、主に MIS の行動規範、IOSCO 原則および IOSCO 規範に基づいて策定されているが、MJKK の業務の形態および実務ならびに日本法により明確に対応するよう、一定の修正を加えた。
- 5.2 本行動規範に盛り込まれた主観的基準については、MJKK はそのような基準を誠実に実行する。
- 5.3 MJKK は、(1)MJKK 行動規範、(2)MJKK が信用格付の新規付与に用いる格付手法の概説、(3)MJKK の格付のパフォーマンス、および(4)本行動規範の元で開示が求められるその他の情報を、moodys.co.jp 上のリンクとして、目立つ場所に掲載する。
- 5.4 MJKK のコンプライアンス部は、本行動規範における各種手続規定を遵守しているかを評価する責任を有する。コンプライアンス部の報告ラインは、MJKK の信用格付行動から独立するものである。法令等遵守責任者および MJKK のコンプライアンス部のその他の従業員のいずれも、以下の行動を行ってはならない。(1)信用格付業務の実施、(2)格付手法または格付モデルの開発への参加、(3)マーケティングまたは販売業務の実施、または(4)報酬基準の設定への関与(MJKK のコンプライアンス部の従業員の場合を除く。)。また、MJKK のコンプライアンス部の従業員は、MJKK での雇用開始時に
(その後は年次に)、本行動規範およびこれらの要件への遵守について証明しなければならない。法令等遵守責任者は MJKK のコンプライアンス部におけるこれらの要件の実施および執行に関する義務を有する。MJKK の従業員は、本行動規範への違反があることに気付いた場合、MJKK のコンプライアンス部にかかる違反を報告しなければならない。
- 5.4.1 法令等遵守責任者の報酬は、MJKK の業績に連動しないものとし、法令等遵守責任者と MJKK のコンプライアンス部との独立性を促進し、これを阻害することのないようにされる。
- 5.5 MJKK の取締役会は、格付関連行為および利益相反に関する MJKK の方針と手順、これらの方針と手順のための内部管理体制ならびに報酬および昇進に関する方針と慣行を監督する。
- 5.6 MJKK は、苦情処理規則に記載の通り、市場参加者および一般の人々からの苦情を受領、保持および処理するためのコンプライアンス部内でのプロセスを制定した。MJKK は、苦情処理規則に記載の通り、内密に寄せられたものも含め苦情を受領、調査、保持および処理するための規則と体制を整備し、保持し、実施する。MJKK のコンプライアンス部は、その規則と手続に従って、全ての関係のある不平・不満の確認を行い、何らかのエスカレーションが必要かどうかを判断する。

